

「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年 4 月

常陸太田市立太田小学校

平成 28 年度策定

令和 3 年	4 月	一部改訂
令和 4 年	4 月	一部改訂
令和 5 年	4 月	一部改訂
令和 6 年	4 月	一部改訂

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いばらき教育プラン

「活力があり、県民が日本一幸せな県」

- 次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり

不登校・引きこもり・いじめ等に対する未然防止

→多様化・複雑化する不安や悩みに対応できる「教育相談体制」の充実・強化

(2) 令和7年度「学校教育指導方針」

- 豊かな心を育む教育の推進

＜道德教育の充実＞

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒が主体的に、いじめの防止等に関わる態度へとつなげるための指導の改善

＜生徒支援の充実＞

・いじめ防止等のための取組の推進

・いじめ等問題行動に向かわないための児童生徒の自主的な活動の充実(児童会による話し合い活動)

・一人一人の悩みや不安に寄り添う教育相談体制の充実

- 児童生徒が安心して学べる魅力ある学校・学級づくり

自己肯定感の育成



自己有用感の育成

- ・自己存在感の感受 ・共感的な人間関係の育成 ・自己決定の場の提供 ・安全・安心な風土の醸成
- ・児童生徒の“自己指導能力の育成”

(3) 常陸太田市いじめ防止基本方針の「基本姿勢」

- ① 児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見に努め、認知した場合、迅速かつ丁寧な対応を行う。
- ③ 社会全体で児童生徒を見守りながら健やかな成長を促すため、家庭、地域、関係機関等との連携を深める。

2 いじめ問題の理解 （生徒指導提要：文部科学省 令和4年12月）

法の目的といじめの定義

法の基本的な方向性

・社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと

・重大事態への対処(いじめの重大事態調査を含む。)において公平性・中立性を確保すること

(1) いじめをとらえる視点(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの構造の理解

いじめる側、いじめられる側、観衆、傍観者 ←仲裁者や相談者が現れるかがポイントになる。

(3) いじめに関わる心理の理解

- ① 心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)
- ② 集団内への異質な者への嫌悪感情
- ③ ねたみや嫉妬感情

- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ 金銭などを得たいという意識
- ⑥ 被害者となることへの回避感情

3 いじめ防止のための具体的な取組と早期対応

(1) 校内の指導体制づくり

① 生徒指導体制

- ア 日頃の観察、情報交換(職員連絡会等)…学級担任、学年主任、特別支援学級担任、養護教諭
- イ 学年会…学年主任、学級担任
- ウ いじめ防止対策委員会…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任、特別支援コーディネーター
- エ 児童対応、保護者との連携、関係諸機関への連絡・相談、SC・SSW との連携
- オ 経過観察、情報交換

② 緊急時の対応…学級担任、生徒指導主事、管理職で検討し、対応する。

(2) いじめの未然防止 ～いじめをうまない土壌づくり～

教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れるような学級経営

① 人権教育の充実

- ア 全教育活動を通して人権教育を推進し、太田小学校の「こころをはぐくみプロジェクト」の計画のもと、自信と誇りを育て、自分を大切にし、相手を大切にできる児童の育成を図る。
- イ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを子供たちに理解させる。
- ウ 子供たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

② 道徳教育の充実

- ア 道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことができる信頼感や友情、節度ある言動、思いやりの心、寛容の心をしっかりと育てる。
- イ いじめのない学級生活を実現するために自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気づき、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止に主体的に関わる態度を育てる。
- ウ いじめを「しない」「許さない」という心を育てる。
- エ いじめ防止に向けた道徳教育の進め方を十分に検討し、教員の共通理解を図る。
- オ 「命」と「平和」、「命」と「防災」などに関する授業に取り組み、「命」について大事に扱う。

③ 体験教育の充実

- ア 児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気づき、発見し、体得する。
- イ 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を展開し、積極的に教育活動に取り入れる。
- ウ 異学年交流、小中連携、幼保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ア 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- イ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラム(構成的グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等)を教育活動に取り入れる。
- ウ 教職員と児童、児童と児童の心のふれあいを大切にし、児童の自尊感情を高め、自己有用感を高めることができるような活動を行う。
- エ インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

⑤ 保護者や地域の方への働きかけ

- ア 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年・生徒指導だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- イ 家庭訪問や個別面談等で、児童の様子について保護者と情報を共有する。
- ウ PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- エ インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(3) いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

① いじめ実態調査アンケートの実施

- ア 発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じ、毎月、月末に実施する。(1年生においては、発達段階を考慮し前期は担任による聞き取り調査を実施する等、実態に応じた実施の仕方を検討する。)
- イ 実施にあたっては、生活アンケートの中に含めて調査し、実態の把握といじめの早期発見に努める。

② 日常の観察

- ア 教職員が児童たちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- イ 休み時間や昼休み等の機会に、児童たちの様子に目を配り、「児童がいるところにはできるだけ教職員もいることを心がける。
- ウ 児童の小さなサインに気付くための視点チェックリストを活用する。 ※参考資料巻末
- エ 児童や保護者にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示や広報活動をし、相談しやすい環境作りをする。(夏季休業前の保護者個別面談での情報収集に努める。)(オンライン相談窓口の設置)

【観察の視点】

- ・担任を中心に教職員は、児童たちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導や支援を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・自尊感情傾向調査を実施し、個々の実態の把握に努めるとともに、対応策を考える。(年2回のQ-Uアンケートの実施とその結果の有効活用)

③ 日記や連絡帳などの活用

- ア 日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- イ 気になる内容については、学年主任、生徒指導主事、管理職に報告し、教育相談や家庭訪問等を実施し迅速に対応する。

④ スクールカウンセラーなどとの連携

- ア 相談室に気軽に来室し、児童の悩みを早期に気づくことができる体制づくり。

⑤ 教育相談(学校カウンセリング)の実施

- ア 教職員と児童たちの信頼関係を形成する。
- イ 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ウ 定期的な教育相談期間を設け、全児童を対象として一人一人の悩みや不安に寄り添う教育相談を実施する。

(4) いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

① 正確な実態把握

- ア 当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- イ 関係職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ウ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- エ 日常的な実態把握と定期的に収集した情報による多角的な実態把握に努める。

② 指導体制、方針決定

- ア 関係教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- イ 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ウ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(報告・連絡・相談・確認の徹底)

③ 児童への指導・支援

- ア いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- イ いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

④ 保護者との連携

- ア いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- イ 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

⑤ いじめ発生後の対応

- ア 一度の指導で完結せずに、継続的に指導・支援を行う。
- イ スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。
- ウ 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

⑥ 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ア 児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- イ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

(5) 重大事態への対処

「いじめの重大事態対応マニュアル」にのっとり、迅速かつ適切な対応を進める。

【重大事態とは】

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

【「重大事態」の判断】

- ・事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

① 対応

ア 教育委員会に重大事態が発生した旨の速やかな報告

イ 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織の設置

ウ 設置した組織を中心に、事実関係を明確にするための調査の実施

エ 調査結果を基に、事実関係その他必要な情報をいじめを受けた児童・保護者へ適切に提供

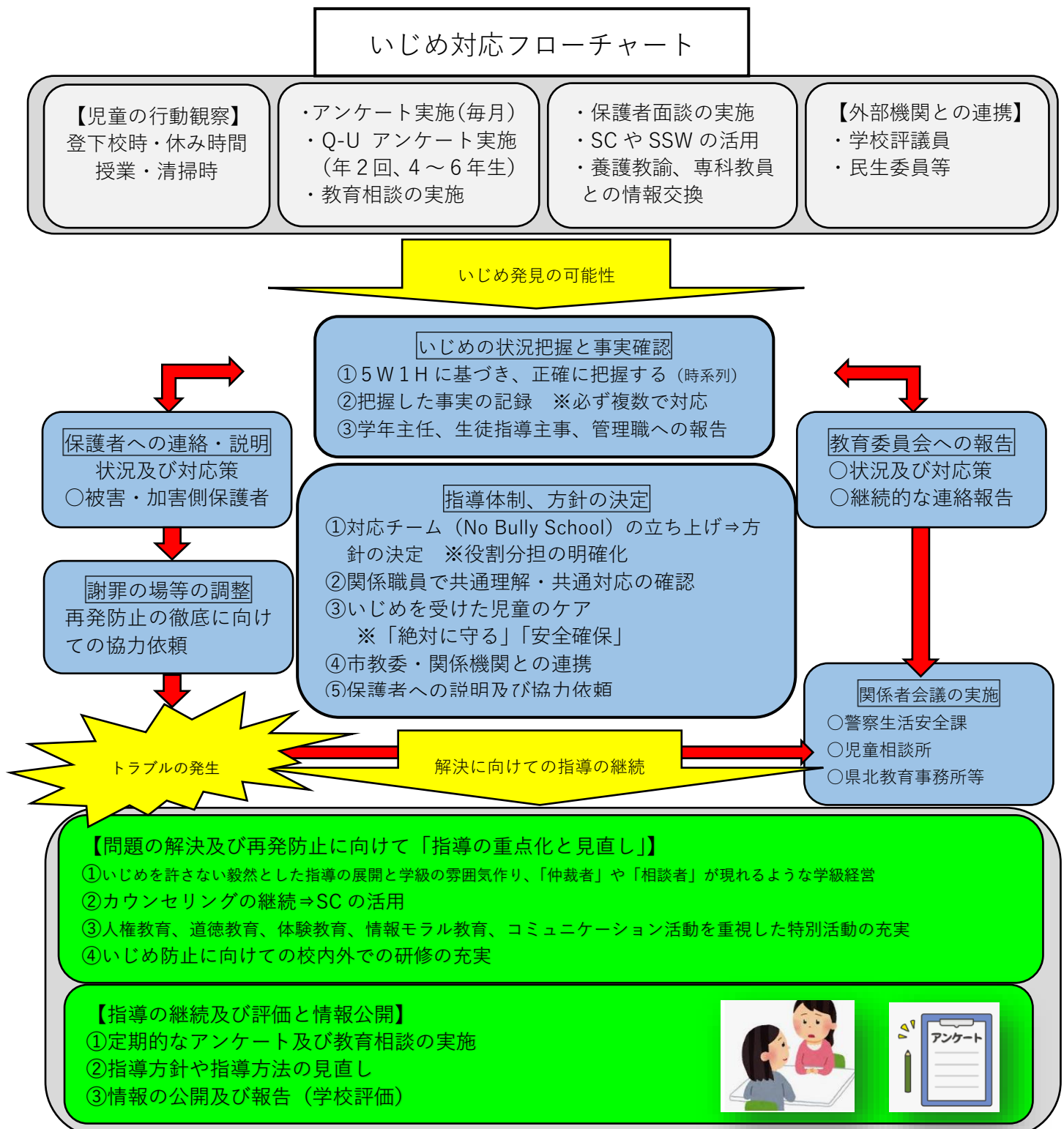
(6) 学校評価における留意事項

① いじめを隠蔽せず、いじめの実態及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(7) いじめ対応のフローチャート



児童の小さなサインに気付くための視点

常陸太田市立太田小学校

【登校時～朝の会】

- ☐ 遅刻・欠席が増える。
- ☐ 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 朝の会で表情がさえず、俯きかげん。
- ☐ 出席確認の際、声が小さい。
- ☐ 忘れ物が多くなる。
- ☐ 朝のかたづけなどが遅い。
- ☐ 授業の用具、机、椅子等が錯乱している。
- ☐ 周囲がなんとなくざわついている。

【授業開始時】

- ☐ 一人だけ遅れて教室に入る。
- ☐ 勝手に席を変えられている。
- ☐ 授業の準備が整っていない。
- ☐ あいさつ時の雰囲気落ち着いていない。

【授業中】

- ☐ 筆圧が弱くなる。
- ☐ 正しい答えを冷やかす雰囲気がある。
- ☐ 保健室やトイレでの離席が多い。
- ☐ グループ活動で孤立しがちである。
- ☐ グループ活動で席がきちんと組まれていない。
- ☐ 授業中の姿勢が崩れ、集中していない。
- ☐ テストを白紙で出す。

【休み時間】

- ☐ 一人でいることが多い。
- ☐ 用もないのに職員室に来る。
- ☐ 遊びの中で孤立しがちである。
- ☐ 集中してボールを当てられる。
- ☐ トイレ・多目的室に呼ばれる。

【給食時】

- ☐ グループで席がきちんと組まれていない。
- ☐ 話題の中心になり、馬鹿にされる雰囲気がある。
- ☐ 嫌いなメニューを多く盛られる。
- ☐ 当番や片付けを押しつけられる。
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる。

【清掃時】

- ☐ さぼることが多くなる。
- ☐ 一人で掃除させられている。
- ☐ 嫌な掃除を押しつけられる。
- ☐ いつも最後に掃除場所から戻ってくる。

【帰りの会～放課後】

- ☐ 顔にすり傷などの跡がある。
- ☐ 急いで一人で帰宅する。
- ☐ 活気がなく疲れた様子である。
- ☐ 荷物を持たされている。
- ☐ 帰りの会の準備が遅い。
- ☐ 日直での声に張りが無い。

【その他】

- ☐ 常に暗く重い雰囲気がある。
- ☐ 教師と話すときに不安そうである。
- ☐ 様々な活動や行動に意欲的ではない。
- ☐ 独り言が増えた。
- ☐ 言葉遣いが荒くなった。
- ☐ 持ち物にいたずらをされる。
- ☐ 持ち物を隠される。
- ☐ 学習に関係ない物を持って来る。
- ☐ 服装や髪型が乱れる。
- ☐ 掲示物等にいたずらをされる。
- ☐ 学校のルールを守らなくなる。
- ☐ 万引きなどをする。

